

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第91号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年4月30日（水） 15時50分ごろ
発生場所	広島県呉市倉橋島北東方沖 呉市所在の音戸灯台から真方位133° 2,900m付近 （概位 北緯34° 10.9′ 東経132° 33.6′）
事故等調査の経過	平成26年5月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 <small>ゆうゆう</small> 遊友、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	294-21663広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底部に擦過傷、プロペラ軸に曲損等
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首約0.8m、船尾約1.3mの喫水により、約24ノットの対地速力で倉橋島北東方沖を北進中、平成26年4月30日15時50分ごろ、呉市小アジワ島東方沖の浅所に乗り揚げた。 船長は、船体に衝撃を感じて乗り揚げたことに気付き、直ちに点検を行い、海上保安庁に通報した。 本船は、来援した広島市所在のマリーナの船によって離礁し、同マリーナまでえい航された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 静穏、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約16cm（音戸ノ瀬戸）
その他の事項	船長は、本事故発生場所の北東方にある小アジワ島東方灯浮標と小アジワ島との間の水路を約1年前に航行した経験があり、その時の航跡をGPSプロッターに表示させ、その航跡に沿って航行すれば、乗り揚げることはないと思っていた。 本船には海図がなかった。 船長は、乗り揚げたとき、潮がかなり引いていることに気付いた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、倉橋島北東方沖を北進中、船長が、以前航行したときのGPSプロッターの航跡に沿って航行すれば、乗り揚げることはない

	<p>思い、水深及び潮汐を確かめるなど水路調査を行っていなかったことから、小アジワ島東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、倉橋島北東方沖を北進中、船長が、以前航行したときのGPSプロッターの航跡に沿って航行すれば、乗り揚げることはないと思い、水深及び潮汐を確かめるなど水路調査を行っていなかったため、小アジワ島東方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、本事故発生場所付近を航行するときは、小アジワ島東方灯浮標の東側を航行することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行予定海域の水深及び潮汐を確認し、余裕水深を確保すること。